

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 1 月 30 日

京都府立海洋高等学校長

1 入札に付する事項

(1) 工事名

京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第 2 種中間検査 B 及び修繕工事

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 工事場所

受注者保有のドック及び岸壁にて実習船「みずなぎ」船体

(4) 工期

令和 8 年 3 月 3 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒626-0074 京都府宮津市字上司 1567-1

京都府立海洋高等学校 事務部 (TEL: 0772-25-0331)

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

- (1) 原則として、本公告に示す一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間までに、京都府立海洋高等学校ホームページからダウンロードすること。
- (2) 窓口配布を希望する場合は、本公告に示す申請書の提出期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

4 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 府税を滞納している者
 - ウ 消費税及び地方消費税を滞納している者
 - エ 審査基準日（申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - オ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - カ 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 実習船「みずなぎ」（258トン、以下「本船」という。）が入渠でき、かつ、乾ドック・浮ドックを有していること。
- (3) 本船が本校桟橋から通常の気象条件において、48時間以内の航海で業者保有の岸壁及びドックに到着できること。

6 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

ア 原則として、本公告に示す申請書の提出期間までに、京都府立海洋高等学校ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、本公告に示す申請書の提出期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、京都府競争入札参加資格を有する者は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからウ、オ及びクの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては登記事項の証明書、個人にあっては破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書等）、個人にあっては、所得税の確定申告書の写し

カ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）

キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（別記第5号様式）

ク 誓約書（別記第6号様式）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

4及び5について参加資格があると認定された者は、京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第7号様式）により、申請書を提出した者に通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

10 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第8号様式）により当該変更に係る事項を京都府立海洋高等学校長（以下「校長」という。）に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

11 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4並びに5(1)イ及びウに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人又は分割によって営業を承継した法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第9号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証明する書類その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第10号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又はその品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - カ アからオにより、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知する。

13 仕様書に係る質問・回答

(1) 質問書の提出

- ア 提出期間
令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時30分まで)
- イ 提出方法
持参、郵送又はFAX送信（期限必着）による提出
(FAX送信の時は、質問書原本を入札当日持参してください。)
- ウ 提出先
京都府立海洋高等学校 FAX番号 0772-25-0332
- エ 質問書は、別紙様式4を使用してください。
- オ 宛先は「京都府立海洋高等学校長」としてください。
- カ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として扱います。

(2) 回答書の交付

- ア 日時
令和8年2月13日（金）午後5時までにFAX等により交付します。
- イ 入札参加希望者全員に質問事項がない場合は、その旨を各者に連絡し回答書の交付はいたしません。

(3) 質問書及び回答書の扱い

- ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件になります。
- イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行います。

14 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年2月18日（水）午前11時
- イ 場所 京都府立海洋高等学校 資料室

(2) 入札の方法

- ア 入札書（別紙様式1）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（別紙様式2）を提出することとする。
この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立海洋高等学校実習船「みづなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別紙様式3）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 提出された入札書は、書換え、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めるこ

とができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1) に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 書類の記入、作成に当たっては、<記入例>を参考にすること。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札条件に違反した者
- コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(14) 契約書作成の要否

要する。（別紙契約書（案）により作成するものとする。）

15 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

16 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除する。

17 その他

- (1) 1 から 16 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

工事名

京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事

工事場所

受注者保有のドック及び岸壁にて本校実習船「みずなぎ」船体

本入札説明書をもって、現場説明に代える。
(現場説明会は実施しません。)

令和8年1月30日

京都府立海洋高等学校

目 次

	ページ
I 一般事項	
1 工事の概要等	1
2 施工に係る条件	1
3 工事費内訳書の作成	2
4 配慮事項等	2
II 特記事項	
1 排出ガス対策型建設機械の使用	3
2 産業廃棄物運搬車輌の表示等	3
3 枠組足場の設置工法等	3
4 環境等の保全	3
5 環境対策(低騒音型・超低騒音型建設機械の使用)	4
6 届出等	4
7 不正軽油の使用防止	4
8 調査・試験に対する協力	4
9 過積載による違法運行の防止	5
10 建設副産物の取扱い	5
11 化学物質を発散する建築材料等の使用制限	5

I 一般事項

1 工事の概要等

(1) 工事の概要

本校実習船「みづなぎ」（258トン、以下「本船」という。）は、国際航海を航行区域とする漁船であり、船舶安全法上外航貨物船の扱いとなる。令和8年度以降も引き続き、本船を活用した底曳網漁業実習や海洋観測調査、国内・国際航海実習を実施するため、船舶安全法施行規則第18条による中間検査を受検することとなる。

この工事は、中間検査を合格するものであり、それに併せて修繕工事を行うものである。

(2) 配慮事項

実施工工程は学校関係者と連携を密にし、調整すること。

本工事に伴う安全対策、養生等は受注者の責務において行うこと。

2 施工に係る条件

(1) 契約工期及び工事期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月27日（金）の期間内とする。

(2) 契約監督職員及び学校担当者と連絡を密にして、充分な協議の上、工事を進めること。安全面及び清掃についても充分留意すること。

(3) 担当技師

ア 甲板部、機関部及び通信部に関して、それぞれに豊富な知識・技術を有した造船所の社員の担当技師をおくこと。

イ 担当技師は始業前に当日の作業内容や前日までの未解決の問題事項等について、本船職員（船長、機関長）と打合せをしてから工事を施工すること。

ウ 担当技師は、仕様書以外の部品交換（例えば、摩耗が激しく使用不可能な部品）及び工事等については、内容、状況を本船職員に説明し、了解を得ること。

エ 今回の検査及び修繕工事以後に交換が必要と思われる部品等については、その都度本船職員に報告すること。

(4) 工事関係

ア 工事内容については、別紙仕様書のとおりとする。

イ 契約後、検査及び修繕工事前に工事内容の事前打合せを行うこと。

ウ 船を入渠・出渠する際、本校職員が関わらないこと。

※ 離接岸は十分な曳船を使用して安全確実に行うこと。

エ 電力、電話を供給すること。

オ 機器分解、組み立ては造船所内の工場で行い分解終了時に各部の状態が確認できるよう本船職員を立ち会わせること。また、仕様書以外の交換が必要と思われる部品は、本船側に説明し了解を得ること。

(5) 消耗品、工具等

消耗品（ウエス、洗い油等）及び工具等は、本船の備品を使用せず、造船所作業員が各自持参すること。

(6) 作業時間

工事等は本船職員が立ち会えるように、就業時間（8:30～17:00）内に行うこと。

(7) 産業廃棄物の処理

検査及び修繕工事によって排出される産業廃棄物（使用済のエレメント、油汚れウエス等も含む。）は全て造船所の責任で適法に処理し、契約工期内にマニフェストB 2票若しくはD票の写しを提出すること。契約工期内にマニフェストが提出できない場合は、別途誓約書を提出すること。

(8) 本船指定（部品、業者等）

本船の指定する部品、業者等については、指定品及び業者で施工すること。

なお、やむを得ず同等品を使用する場合は本船側と協議し、了承を得て施工すること。

(9) 施工計画書、工事報告書及び打合せ記録等 所定の様式^{*1}により提出すること。

※1 様式：「営繕工事契約関係提出書類書式集」による。

京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(10) その他

ア 乗組員の宿泊施設を有し提供すること。

【一人又は二人に一室及び生活必要設備（冷蔵庫・TV・温水ポット）があること。】

イ 食事（朝・昼・夕）の手配をすること。（食事代は乗組員実費支払とする。）

ウ 宿泊施設と造船所は5km以内であること。

※ ただし、全日程宿泊施設利用人数は11名の予定である。

3 工事費内訳書の作成

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

(1) 工事費内訳書の様式は「任意」ですが、仕様書の項目に一致させて作成すること。

(2) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書合計金額（消費税抜き）に一致させて作成すること。

4 配慮事項等

(1) 消防法等に基づく各種検査、化学物質測定、発注機関の各種検査及びこれらの手直し工事並びに産業廃棄物の処理も全て工期内に行い、工期内に引渡しを行うこと。

関連工事、NTT・セキュリティ等工事の実施時期についても充分に調査を行い、引渡しまでに全ての作業を終えるよう配慮すること。

(2) 既存機器、配管等について、工事による損傷がないよう養生を行うこと。

なお、損傷があった場合は本工事受注者にて復旧のこと。

(2) 共通仮設及び足場等直接仮設物は、本関連工事全てにおいて円滑な工事進捗のために活用するものとし、相互の無償利用に資すること。

(4) 設計内容の変更等については全て事前に監督職員の承諾を得ることとし、処理に要する期間、資料作成に協力すること。

(5) 令和2年7月の石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正により、受注者による石綿事前調査報告が義務化されているので、適切に電子申請で行うこと。また、報告したことが分かる資料を提出すること。

II 特記事項

1 排出ガス対策型建設機械の使用

(1) 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

(2) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

(3) これによりがたい場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。

(4) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」を適用する。

機種		備考
・バックホウ	・トラクタショベル（車輪式）	ディーゼルエンジン
・ブルドーザ	・発動発電器（可搬式）	（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る
・空気圧縮機（可搬式）	・ホイールクレーン	
・油圧ユニット (基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)		
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ		

2 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令*に従い車両側面への表示及び書面の備え付けを行うこと。

法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号

3 枠組足場の設置工法等

受注者は足場工の施工にあたり、足場は「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

4 環境等の保全

(1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

(2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- (3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- (4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

5 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲（80m）及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

6 届出等

- (1) 受注者は、工事の施行に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

7 不正軽油の使用防止

- (1) 軽油についてはJIS規格軽油を使用すること。
- (2) 燃料調査を実施するときは協力をしなければならない。

8 調査・試験に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自ら、又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- (2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
 - ・調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - ・調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - ・対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- (3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。
- (4) 受注者は、当該工事が発注者の実施する施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。

9 過積載による違法運行の防止

- (1) 積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

10 建設副産物の取扱い

- (1) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行（平成12年4月）する再生資源利用〔促進〕計画・実施書を使用するものとする。

作成した再生資源利用〔促進〕計画・実施書は3部作成するものとし、1部は請負業者が自社で工事完成後1年間保管し、残りの2部については監督職員に提出すること。

- (2) 建設副産物等処理計画・報告書、建設発生土処理計画・報告書及び運搬管理表を作成し、提出すること。

11 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

- (1) 合板、木質系フローリング、構造パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを合算しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※ なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

令和7年度 実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事 仕様書

- 1 ドック期間 令和8年3月3日（火）～令和8年3月27日（金）の期間内で14日以内とする。
 2 主要目は次のとおり。

船舶安全法第5条及び同施行規則
第18条・第25条に定める検査・準備

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠
甲板部	1 入渠・出渠	・ 船体を入渠し、第2種中間検査Bに合格させ、修繕工事終了後出渠させること。	※検査
	2 船底掃除	・ 船底部の海藻、貝殻等、その他の汚物を取り除き水洗いをすること。 ☆ シーチェスト、ハウ・スタンスラスター・トンネル、各船外排出口、海水取入口、CPP両面も含む。 ☆ デッキ排水スカッパー・パイプ外舷部の貝殻を取り除くこと。 ☆ メインプロペラ、ハウ・スタンスラスター・プロペラを研磨すること。 【シーチェストについてはストレーナを開放し作業すること。】	塗装工事のための準備 船底掃除により船底穴（ピンホール）の発見可能
	3 塗装工事	1 木工板及び船内（機関監視室、開閉する各マンホール付近、船員食堂、生徒食堂、操舵室、通路及び階段を含む。）の養生を完全施工すること。 2 噴水線下船底部の塗膜剥離発錆箇所（約10m ² ）のパワーツール処理を行い、以下の要領で施工すること。【シーチェスト、ハウ・スタンスラスター・トンネル、ラダーも含む。】 ☆ タッチアップ 中国塗料 【塗装回数が識別できるよう色を変更すること。】 2回 中国塗料（シーグランプリ2000） 1回 ☆ 総塗装 中国塗料（シーグランプリ2000）にてオールオーバー 【噴水線下面積374m ² 】 【注】メインプロペラのCPP両面ペラクリーンを塗装すること。例年通り ハウ・スタンスラスターのプロペラを塗装。 3 噴水線上部外舷及びブルワーク【上部構造ブルワーク、ブルワーク内側、ブリッジウイング外板、C/O台及び各手摺、ガントリー、ギャロス全体を含む。】の塗膜剥離発錆箇所（約5m ² ）のパワーツール処理を行い、以下の要領で施工すること。 ☆ タッチアップ 中国塗料 2回 中国塗料（N-9.5）上塗り 1回 ☆ 総塗装 中国塗料 白にてオールオーバー（上塗り200）	塗装工事のための養生 塗装によりカキ等の付着防止につながり、船の燃費維持が可能 クレーンまたは足場での作業を要する塗装
4 保護アルミ板 交換	4 潮流計、音響測深機【発振部 7ヵ所】の船底部を開放し、清掃後、以下の要領で復旧し、塗装する。（発信部は塗装しない。） ☆ 総塗装 中国塗料 2回 中国塗料（シーグランプリ2000） 1回 【注】1 上記塗装には船名、船籍港、噴水線、ロゴマーク、錨（シルバー）等含む。 2 塗料は中国塗料KKのものを使用し、色合わせ等は本船と検討すること。 5 内舷及び船体上部構造物を現在色（アクリ700）にて全塗装すること。 (注)錆止め、タッチアップの必要なし 6 賄い室、通路、浴室、脱衣場、便所、洗面所、現在色にて塗装。賄い室、便所（ケイ砂加工）	観測実習等で取り扱う統計データ資料のための塗装 クレーンまたは足場での作業を要する塗装 特殊ペンキのため	
5 一般工事	1 門型マストの滑車2個を取り替えること。（滑車は本船支給） 2 FWT 1 DWT 2 DWT タンク内を点検し、発錆箇所をパワーツール処理後、クリーンキープ塗装でタッチアップすること。 工事終了後、各清水タンクのアク抜きを1回行い、満水にすること。 3 グレーウォータータンク、汚水溜タンクの清掃、タッチアップ1回塗装後、現在色塗装のこと。 4 ジヤイロコンパス点検・整備（メーカー推奨とする。） 5 操舵機PR-6000点検・整備（メーカー推奨とする。） 6 スラッジタンク内の清掃をすること。（付帯工事を含む。） 7 UNICクレーン（UBU505RS）の高圧ゴムホースを新替えすること（別紙図面有） 8 トロールワインチカバー、ウインドラスカバー支給（一枚物で加工無し）	高所作業かつ安全管理 衛生管理 衛生管理 運航用の清水（安定） 検査 消耗品 多数有り 検査 特殊作業	
6 整備検査	1 船体外観検査 船体外観を検査すること。 2 キングストンボックス内部現状検査 キングストンボックス、ストレーナーを開放し、内部の清掃後、塗膜剥離発錆箇所のパワーツール処理を行い、塗装後受検復旧すること。 3 操舵設備検査を受検すること。 4 フリーリングポート開閉検査を受検すること。	※検査 ※検査 ※検査 ※検査	

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠
	5 開閉装置検査 水密戸、天窓、舷窓、クリップ、蝶ネジ、ゴム・パッキン等調整、チョークテスト施工後受検すること。軸流ファン頭部ハンドル及び自然通風筒調整すること。		※検査
	6 救命装置検査 ・膨張式救命筏法規に基づくテスト、検査を受検すること。 ・膨張式救命筏投下台を調整し、復旧すること。 ・固形式救命胴衣（37着）を受検すること。（火せん等の点検（胴衣も含む。））		※検査
	7 消防設備検査 ・炭酸ガス消火器（2本）の重量を測定し、必要に応じて充填受検すること。 ・泡消火器（5本）の液を入れ替え、予備消火剤支給後受検すること。 ・消防射水テストを受検すること。		※検査
	8 エアーサイレン受検 エアーサイレンを点検し、吹鳴テスト後受検すること。		※検査
	9 法定属具配列【本船職員にて】を行うこと。 (ボースンストアにて視認してもらう。)		※検査
	10 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する必要な検査を行い、証明書を発行すること。		※検査
	11 上記の工事写真を2部提出すること。 (工事説明を受けファイル形式とすること。甲板部、機関部、無線部)		
	12 水質検査を受検し英文、和文の証明書を発行すること。		※検査
	13 衛生検査を受検し英文、和文の証明書を発行すること。		※検査
	14 その他上記項目外で検査に必要な項目を受検させること（甲板部、機関部、無線部）		※検査
機関部	※ 法令の定める第2種中間検査Bの受検準備、受検一式 ○ 分解、開放部のパッキン、Oリング、オイルシール、メカニカルシール、ベアリング等復旧時新替すること。 なお、各取替部品及び油脂類は造船所の支給とする。 ○ 次の各部の計測を行い計測簿を2部提出すること。 ① 主機関及び発電機関のクランクデフレクション計測のこと。 ② 補助機関の防振ゴム高計測のこと。 ③ 絶縁抵抗測定（船内全電路） ○ 各機器復旧後試運転実施すること。		※検査
1 検査工事	1 保護装置の点検・調整・作動確認 主機関、発電機関、その他の箇所の警報装置の作動確認、調整、受検をすること。 2 電路遮断テスト・遠隔遮断テストを受検すること。 3 燃料サービスタンク、No.4燃料タンク（S、P）の燃料遮断テストを実施し受検すること。 4 ピルジー吸引テストを受検すること。		※検査
2 一般工事	1 主機関（ダイハツ6DEM-23FL）燃料噴射弁開放、掃除、噴射テスト実施の上、復旧のこと。 (噴射圧力:44MPa)	解放スペース必要	
	2 スラッジ及び船底ピルジを抜き取り、処理し、証明書を交付すること。	解放スペース必要	
	3 主冷却海水ポンプ（大東ポンプ FLC-100MT）開放、点検、整備のこと。 2基	解放スペース必要	
	4 サニタリー海水ポンプ（大東ポンプ FCHH-32MT）開放、点検、整備のこと。	解放スペース必要	
	5 海水サービスポンプ（大東ポンプ FCL-50MT）開放、点検、整備のこと。	解放スペース必要	
	6 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT）高温清水取り替え、ヤンマークーラント投入のこと。 (クーラントは、造船所手配とする。) クーラント：20L＊2機	廃水処理	
	7 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT）潤滑油フィルター4個、燃料フィルター2個、油水分離器フィルター2個支給のこと。	定期交換部品	
	8 プロペラガードリング亜鉛、軸封装置亜鉛を新替すること。	腐食対策	
	9 陸電供給（220V-150A）をすること。	工事作業に必要な準備	
	10 高低温冷却水膨張タンク内部を清掃し、耐熱塗料にて塗装すること。防錆剤支給のこと。 (ポリクリーン1-175)	解放スペース必要	
	11 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT） 2基 潤滑油抜き出し、クランク室清掃後、新油（ダフニーマリンオイルSX-30 200L）を張り込むこと。	廃油処理	
	12 (ア)主配電盤、集合始動機盤、機関監理室制御盤、操舵室制御盤、データロガ、アラーム＆モニタリングシステム、蓄電池充放電盤を12年目点検整備計画により点検・整備を行うこと。 尚、交換推奨部品（アラームプリンター、ログプリンター、操舵室OPS、GWS、No.1No.2気中遮断機）について交換は行わないこととする。（J R C S 指定） (イ)集合始動機盤スターコントロールユニットスイッチカバー新替すること。 NSU-AN8×2、NSU-AN5×3	J R C S 指定	
	13 発電機フィラーキャップ 2個 支給のこと。	定期交換部品	
	14 船尾管海水圧力計検出部取り外し整備のこと。	入渠中作業	
	15 主機関潤滑油精密ろ過器、発電機関精密ろ過器（2台）及び燃油ろ過器の各フィルターを支給すること。	定期交換部品	
	16 冷凍機（日新工業 NW-4550-T） (ア)圧縮機陸揚げ開放整備、吸入・吐出バルブ、ピストンリング、クランクシャフトの軸封装置シールの新替、クランクオイルの新替、油水分離機内部掃除、冷媒ガス充填、Vベルト新替 (イ)コンデンサー開放チューブ突き掃除、パッキン及び保護亜鉛新替、両端蓋内部塗装 (ウ)乾燥剤新替 (エ)冷凍機油抜き取り新替（日本サン石油SUNISO SL32S 3L） (オ)各部点検調整後、試運転実施のこと	解放スペース必要	

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠
	17 機関室通風機(大洋電機 LR-D-70-1S)開放点検整備塗装、電動機(3.7kw)開放点検整備のこと。3基 18 主機潤滑油清浄装置(アメロイド日本サービス HC50E-81AS/C) (ア)セパレータ(HC50E)開放点検整備、Vベルト新替、電動機(1.5kw)開放点検整備のこと。 (イ)供給ポンプ(TOP-2MY400-204HBMVB)開放点検整備、電動機(0.4kw)開放点検整備のこと。 (ウ)移送ポンプ(TOP-2MY200-203HBMVD)開放点検整備、電動機(0.2kw)開放点検整備のこと。 19 主機ジャケットヒーティング用ポンプ(浪速ポンプ FVC-32)開放点検整備、電動機(0.75kw)開放点検整備のこと。 20 主機(ダイハツ 6DEM-23FL)パルスアプソーバー新替のこと。 21 主機(ダイハツ 6DEM-23FL) 速度スイッチユニット及びパルスセンサー新替のこと。 22 セントラル冷却装置(日阪製作所 RX-185B-NPM-83)2基 プレート開放内部洗浄、復旧時パッキン新替えすること。 23 No2DWT (S) レベルセンサー(セムコ(株) RubberTubeMount)新替調整のこと。 24 パウスラスター(かもめプロペラ(株) TCB-35MA) (ア)本体及び重力タンク内オイル新替のこと。(ダフニースーパーギヤオイル100 110ℓ) 25 雜用清水ポンプ(川本製作所(株) FJ750)アキュムレーター新替のこと。 26 No.1FOT (P) レベルセンサー(セムコ(株) FlangeMount)新替調整のこと。 27 1号2号蓄電池(MSE-200)用ヒューズ及びヒューズニッパー新替 28 機関監視室、操舵室、ウィンチコントロール室制御盤点検、整備調整のこと。 (ア)各制御盤、機側、実翼角調整 (イ)操舵室Pro-Con CX300点検整備及びデータ整理 (ウ)CPP、パウスラスター及びスタンスラスター油圧装置点検整備 29 主機潤滑油サンプタンク抜き出し、新油張り込みのこと。 潤滑油ダフニーマリンオイルSX30 3400ℓ 30 主機潤滑油サンプタンク抜き出し、新油張り込みのこと。 潤滑油ダフニーマリンオイルSX30 150ℓ 31 以下の保護亜鉛を支給すること。 (ア)海水ストレーナ用 φ20×30 M6×10(20個) (イ)海水ポンプ用 大 φ55.5×60 M10×30(12個) (ウ)海水ポンプ用 中 φ38×45 M8×25(12個)	解放スペース必要 解放スペース必要 解放スペース必要 定期交換部品 定期交換部品 解放スペース必要 解放スペース必要 解放スペース必要 カモメプロペラ指定	
無線部	下記の無線機器を整備点検調整し、整備記録、試験成績表を作成し、電波法及び船舶安全法の検査に合格させること。 陸上保守点検を含む。		
1 無線通信設備	1 MF／HF無線通信装置 JSS-2250 2台 2 國際VHF無線電話装置 JHS-770S 2台 3 27MHz SSB無線電話装置 TH-4035 1台 4 27MHz DSB無線電話装置 JSD-283 1台 5 双方向無線電話装置 JHS-7 2台 6 船上通信用無線電話装置 JHS-431 4台 7 ナブテックス受信機 NCR-333 1台 NCR-733 1台 8 レーダー JMA-5322-9 1台 JMA-5322-9R 1台 9 ECDIS JAN-701B 1台 10 AIS JHS-182 1台 11 船橋航海当直警報装置 IWAS-100-CP 1台 12 非常用位置表示無線標識 衛星EPIRB JQE-103 1台 レーダートランスポンダ TRONSART 20 2台	※検査	
2 船舶地球局	1 インマルサットC JUE-87 1台	※検査	
3 業務書類	最新版を支給すること。 1 日本海上関係無線局局名録 2 世界海上無線通信資料	※検査(電波法) ※検査(電波法) ※検査(電波法)	

令和7年度 実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事 仕様書

- 1 ドック期間 令和8年3月3日（火）～令和8年3月27日（金）の期間内で14日以内とする。
 2 主要目は次のとおり。

船舶安全法第5条及び同施行規則
第18条・第25条に定める検査・準備

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠																																				
甲板部	1 入渠・出渠	・ 船体を入渠し、第2種中間検査Bに合格させ、修繕工事終了後出渠させること。	※検査																																				
	2 船底掃除	・ 船底部の海藻、貝殻等、その他の汚物を取り除き水洗いすること。 ☆ シーチェスト、ハウ・スタンスラスター・トンネル、各船外排出口、海水取入口、CPP両面も含む。 ☆ デッキ排水スカッパー・パイプ外舷部の貝殻を取り除くこと。 ☆ メインプロペラ、ハウ・スタンスラスター・プロペラを研磨すること。 【シーチェストについてはストレーナを開放し作業すること。】	塗装工事のための準備 船底掃除により船底穴（ピンホール）の発見可能																																				
	3 塗装工事	1 木工板及び船内（機関監視室、開閉する各マンホール付近、船員食堂、生徒食堂、操舵室、通路及び階段を含む。）の養生を完全施工すること。 2 噴水線下船底部の塗膜剥離発錆箇所（約10m ² ）のパワーツール処理を行い、以下の要領で施工すること。【シーチェスト、ハウ・スタンスラスター・トンネル、ラダーも含む。】 ☆ タッチアップ 中国塗料 2回 【塗装回数が識別できるよう色を変更すること。】 中国塗料（シーグランプリ2000） 1回 ☆ 総塗装 中国塗料（シーグランプリ2000）にてオールオーバー 【噴水線下面積374m ² 】 【注】メインプロペラのCPP両面ペラクリーンを塗装すること。例年通り ハウ・スタンスラスターのプロペラを塗装。 3 噴水線上部外舷及びブルワーク【上部構造ブルワーク、ブルワーク内側、ブリッジウイング外板、C/O台及び各手摺、ガントリー、ギャロス全体を含む。】の塗膜剥離発錆箇所（約5m ² ）のパワーツール処理を行い、以下の要領で施工すること。 ☆ タッチアップ 中国塗料 2回 中国塗料（N-9.5）上塗り 1回 ☆ 総塗装 中国塗料 白にてオールオーバー（上塗り200）	塗装工事のための養生 塗装によりカキ等の付着防止につながり、船の燃費維持が可能 クレーンまたは足場での作業を要する塗装																																				
		4 潮流計、音響測深機【発振部7カ所】の船底部を開放し、清掃後、以下の要領で復旧し、塗装する。（発信部は塗装しない。） ☆ 総塗装 中国塗料 2回 中国塗料（シーグランプリ2000） 1回 【注】1 上記塗装には船名、船籍港、噴水線、ロゴマーク、錨（シルバー）等含む。 2 塗料は中国塗料KKのものを使用し、色合わせ等は本船と検討すること。 5 内舷及び船体上部構造物を現在色（アクリ700）にて全塗装すること。 （注）錆止め、タッチアップの必要なし 6 賄い室、通路、浴室、脱衣場、便所、洗面所、現在色にて塗装。賄い室、便所（ケイ砂加工）	観測実習等で取り扱う統計データ資料のための塗装 クレーンまたは足場での作業を要する塗装 特殊ベンキのため																																				
	4 保護アルミ板 交換	・ 以下の場所の保護アルミ板（100mm×200mm×30mm）を交換すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>交換位置</th> <th>数量</th> <th>交換位置</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K-7 主舵</td> <td>4</td> <td>船首外板</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>K-7 副舵</td> <td>4</td> <td>ハウ・スタンスラスター・トンネル</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>船尾材</td> <td>4</td> <td>ハウ・スタンスラスター・本体</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>船尾外板(FR2)</td> <td>4</td> <td>船底海水箱(P)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>船尾外板(FR8)</td> <td>2</td> <td>船底海水箱(S)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スタンスラスター・トンネル</td> <td>6</td> <td>高所海水箱(P)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スタンスラスター・本体</td> <td>2</td> <td>造水装置用海水箱(S)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ピルジ・キール</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 合計54枚	交換位置	数量	交換位置	数量	K-7 主舵	4	船首外板	2	K-7 副舵	4	ハウ・スタンスラスター・トンネル	6	船尾材	4	ハウ・スタンスラスター・本体	2	船尾外板(FR2)	4	船底海水箱(P)	3	船尾外板(FR8)	2	船底海水箱(S)	2	スタンスラスター・トンネル	6	高所海水箱(P)	2	スタンスラスター・本体	2	造水装置用海水箱(S)	1	ピルジ・キール	10			3代目「みずなぎ」造船後7～8年目のときにピンホールを発見した経過があり、定期的に交換し、運航による腐食対策をし、安全管理している。
	交換位置	数量	交換位置	数量																																			
	K-7 主舵	4	船首外板	2																																			
	K-7 副舵	4	ハウ・スタンスラスター・トンネル	6																																			
	船尾材	4	ハウ・スタンスラスター・本体	2																																			
	船尾外板(FR2)	4	船底海水箱(P)	3																																			
船尾外板(FR8)	2	船底海水箱(S)	2																																				
スタンスラスター・トンネル	6	高所海水箱(P)	2																																				
スタンスラスター・本体	2	造水装置用海水箱(S)	1																																				
ピルジ・キール	10																																						
5 一般工事	1 門型マストの滑車2個を取り替えること。（滑車は本船支給） 2 FWT 1 DWT 2 DWT タンク内を点検し、発錆箇所をパワーツール処理後、クリーンキープ塗装でタッチアップすること。 工事終了後、各清水タンクのアク抜きを1回行い、満水にすること。 3 グレーウォータータンク、汚水溜タンクの清掃、タッチアップ1回塗装後、現在色塗装のこと。 4 ジヤイロコンパス点検・整備（メーカー推奨とする。） 5 操舵機PR-6000点検・整備（メーカー推奨とする。） 6 スラッジタンク内の清掃をすること。（付帯工事を含む。） 7 UNICクレーン（UBU505RS）の高圧ゴムホースを新替えすること（別紙図面有） 8 トロールワインチカバー、ウインドラスカバー支給（一枚物で加工無し）	高所作業かつ安全管理 衛生管理 衛生管理 運航用の清水（安定） 検査 消耗品 多数有り 検査 特殊作業																																					
6 整備検査	1 船体外観検査 船体外観を検査すること。 2 キングストンボックス内部現状検査 キングストンボックス、ストレーナーを開放し、内部の清掃後、塗膜剥離発錆箇所のパワーツール処理を行い、塗装後受検復旧すること。 3 操舵設備検査を受検すること。 4 フリーリングポート開閉検査を受検すること。	※検査 ※検査 ※検査 ※検査																																					

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠
	5 開閉装置検査 水密戸、天窓、舷窓、クリップ、蝶ネジ、ゴム・パッキン等調整、チョークテスト施工後受検すること。軸流ファン頭部ハンドル及び自然通風筒調整すること。		※検査
	6 救命装置検査 ・膨張式救命筏法規に基づくテスト、検査を受検すること。 ・膨張式救命筏投下台を調整し、復旧すること。 ・固形式救命胴衣（37着）を受検すること。（火せん等の点検（胴衣も含む。））		※検査
	7 消防設備検査 ・炭酸ガス消火器（2本）の重量を測定し、必要に応じて充填受検すること。 ・泡消火器（5本）の液を入れ替え、予備消火剤支給後受検すること。 ・消防射水テストを受検すること。		※検査
	8 エアーサイレン受検 エアーサイレンを点検し、吹鳴テスト後受検すること。		※検査
	9 法定属具配列【本船職員にて】を行うこと。 (ボースンストアにて視認してもらう。)		※検査
	10 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する必要な検査を行い、証明書を発行すること。		※検査
	11 上記の工事写真を2部提出すること。 (工事説明を受けファイル形式とすること。甲板部、機関部、無線部)		
	12 水質検査を受検し英文、和文の証明書を発行すること。		※検査
	13 衛生検査を受検し英文、和文の証明書を発行すること。		※検査
	14 その他上記項目外で検査に必要な項目を受検させること（甲板部、機関部、無線部）		※検査
機関部	※ 法令の定める第2種中間検査Bの受検準備、受検一式 ○ 分解、開放部のパッキン、Oリング、オイルシール、メカニカルシール、ベアリング等復旧時新替すること。 なお、各取替部品及び油脂類は造船所の支給とする。 ○ 次の各部の計測を行い計測簿を2部提出すること。 ① 主機関及び発電機関のクランクデフレクション計測のこと。 ② 補助機関の防振ゴム高計測のこと。 ③ 絶縁抵抗測定（船内全電路） ○ 各機器復旧後試運転実施すること。		※検査
1 検査工事	1 保護装置の点検・調整・作動確認 主機関、発電機関、その他の箇所の警報装置の作動確認、調整、受検をすること。 2 電路遮断テスト・遠隔遮断テストを受検すること。 3 燃料サービスタンク、No.4燃料タンク（S、P）の燃料遮断テストを実施し受検すること。 4 ピルジー吸引テストを受検すること。		※検査
2 一般工事	1 主機関（ダイハツ6DEM-23FL）燃料噴射弁開放、掃除、噴射テスト実施の上、復旧のこと。 (噴射圧力:44MPa)	解放スペース必要	
	2 スラッジ及び船底ピルジを抜き取り、処理し、証明書を交付すること。	解放スペース必要	
	3 主冷却海水ポンプ（大東ポンプ FLC-100MT）開放、点検、整備のこと。 2基	解放スペース必要	
	4 サニタリー海水ポンプ（大東ポンプ FCHH-32MT）開放、点検、整備のこと。	解放スペース必要	
	5 海水サービスポンプ（大東ポンプ FCL-50MT）開放、点検、整備のこと。	解放スペース必要	
	6 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT）高温清水取り替え、ヤンマークーラント投入のこと。 (クーラントは、造船所手配とする。) クーラント：20L*2機	廃水処理	
	7 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT）潤滑油フィルター4個、燃料フィルター2個、油水分離器フィルター2個支給のこと。	定期交換部品	
	8 プロペラガードリング亜鉛、軸封装置亜鉛を新替すること。	腐食対策	
	9 陸電供給（220V-150A）をすること。	工事作業に必要な準備	
	10 高低温冷却水膨張タンク内部を清掃し、耐熱塗料にて塗装すること。防錆剤支給のこと。 (ポリクリーン1-175)	解放スペース必要	
	11 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT）2基 潤滑油抜き出し、クランク室清掃後、新油（ダフニーマリンオイルSX-30 200L）を張り込むこと。	廃油処理	
	12 (ア)主配電盤、集合始動機盤、機関監理室制御盤、操舵室制御盤、データロガ、アラーム＆モニタリングシステム、蓄電池充放電盤を12年目点検整備計画により点検・整備を行うこと。 尚、交換推奨部品（アラームプリンター、ログプリンター、操舵室OPS、GWS、No.1No.2気中遮断機）について交換は行わないこととする。（J R C S指定） (イ)集合始動機盤スターターコントロールユニットスイッチカバー新替すること。 NSU-AN8×2、NSU-AN5×3	J R C S 指定	
	13 発電機フィラーキャップ 2個 支給のこと。	定期交換部品	
	14 船尾管海水圧力計検出部取り外し整備のこと。	入渠中作業	
	15 主機関潤滑油精密ろ過器、発電機関精密ろ過器（2台）及び燃油ろ過器の各フィルターを支給すること。	定期交換部品	
	16 冷凍機（日新工業 NW-4550-T） (ア)圧縮機陸揚げ開放整備、吸入・吐出バルブ、ピストンリング、クランクシャフトの軸封装置シールの新替、クランクオイルの新替、油水分離機内部掃除、冷媒ガス充填、Vベルト新替 (イ)コンデンサー開放チューブ突き掃除、パッキン及び保護亜鉛新替、両端蓋内部塗装 (ウ)乾燥剤新替 (エ)冷凍機油抜き取り新替（日本サン石油SUNISO SL32S 3L） (オ)各部点検調整後、試運転実施のこと	解放スペース必要	

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠
	17 機関室通風機(大洋電機 LR-D-70-1S)開放点検整備塗装、電動機(3.7kw)開放点検整備のこと。3基	解放スペース必要	
	18 主機潤滑油清浄装置(アメロイド日本サービス HC50E-81AS/C) (ア)セパレータ(HC50E)開放点検整備、Vベルト新替、電動機(1.5kw)開放点検整備のこと。 (イ)供給ポンプ(TOP-2MY400-204HBMVB)開放点検整備、電動機(0.4kw)開放点検整備のこと。 (ウ)移送ポンプ(TOP-2MY200-203HBMVD)開放点検整備、電動機(0.2kw)開放点検整備のこと。	解放スペース必要	
	19 主機ジャケットヒーティング用ポンプ(浪速ポンプ FVC-32)開放点検整備、電動機(0.75kw)開放点検整備のこと。	解放スペース必要	
	20 主機(ダイハツ 6DEM-23FL)パルスアプソーバー新替のこと。	定期交換部品	
	21 主機(ダイハツ 6DEM-23FL) 速度スイッチユニット及びパルスセンサー新替のこと。	定期交換部品	
	22 セントラル冷却装置(日阪製作所 RX-185B-NPM-83)2基 プレート開放内部洗浄、復旧時パッキン新替えすること。	解放スペース必要	
	23 No2DWT (S) レベルセンサー(セムコ(株) RubberTubeMount)新替調整のこと。	解放スペース必要	
	24 パウスラスター(かもめプロペラ(株) TCB-35MA) (ア)本体及び重力タンク内オイル新替のこと。(ダフニースーパーギヤオイル100 110ℓ)	解放スペース必要	
	25 雑用清水ポンプ(川本製作所(株) FJ750)アキュムレーター新替のこと。	解放スペース必要	
	26 No.1FOT(P) レベルセンサー(セムコ(株) FlangeMount)新替調整のこと。		
	27 1号2号蓄電池(MSE-200)用ヒューズ及びヒューズニッパー新替		
	28 機関監視室、操舵室、ワインチコントロール室制御盤点検、整備調整のこと。 (ア)各制御盤、機側、実翼角調整 (イ)操舵室Pro-Con CX300点検整備及びデータ整理 (ウ)CPP、パウスラスター及びスタンスラスター油圧装置点検整備		カモメプロペラ指定
	29 主機潤滑油サンプタンク抜き出し、新油張り込みのこと。 潤滑油ダフニーマリンオイルSX30 3400ℓ		
	30 主機潤滑油抜き出し、新油張り込みのこと。 潤滑油ダフニーマリンオイルSX30 150ℓ		
	31 以下の保護亜鉛を支給すること。 (ア)海水ストレーナ用 φ20×30 M6×10(20個) (イ)海水ポンプ用 大 φ55.5×60 M10×30(12個) (ウ)海水ポンプ用 中 φ38×45 M8×25(12個)		
無線部	下記の無線機器を整備点検調整し、整備記録、試験成績表を作成し、電波法及び船舶安全法の検査に合格させること。 陸上保守点検を含む。		
1 無線通信設備	1 MF/HF無線通信装置 JSS-2250	2台	※検査
	2 國際VHF無線電話装置 JHS-770S	2台	
	3 27Mhz SSB無線電話装置 TH-4035	1台	
	4 27Mhz DSB無線電話装置 JSD-283	1台	
	5 双方向無線電話装置 JHS-7	2台	
	6 船上通信用無線電話装置 JHS-431	4台	
	7 ナブテックス受信機 NCR-333 NCR-733	1台 1台	
	8 レーダー JMA-5322-9 JMA-5322-9R	1台 1台	
	9 ECDIS JAN-701B	1台	
	10 AIS JHS-182	1台	
	11 船橋航海当直警報装置 iWAS-100-CP	1台	
	12 非常用位置表示無線標識 衛星EPIRB JQE-103 レーダートランスポンダ TRONSART 20	1台 2台	
2 船舶地球局	1 インマルサットC JUE-87	1台	※検査
3 業務書類	最新版を支給すること。		※検査(電波法)
	1 日本海上関係無線局局名録		※検査(電波法)
	2 世界海上無線通信資料		※検査(電波法)

場 所	工事概要	工 事 内 容 等	必要理由及び法根拠
-----	------	-----------	-----------

令和7年度 実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事 仕様書

- 1 ドック期間 令和8年3月3日（火）～令和8年3月27日（金）の期間内で14日以内とする。
 2 主要目は次のとおり。

船舶安全法第5条及び同施行規則
第18条・第25条に定める検査・準備

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠																																				
甲板部	1 入渠・出渠	・ 船体を入渠し、第2種中間検査Bに合格させ、修繕工事終了後出渠させること。	※検査																																				
	2 船底掃除	・ 船底部の海藻、貝殻等、その他の汚物を取り除き水洗いをすること。 ☆ シーチェスト、ハウ・スタンスラスター・トンネル、各船外排出口、海水取入口、CPP両面も含む。 ☆ デッキ排水スカッパー・パイプ外舷部の貝殻を取り除くこと。 ☆ メインプロペラ、ハウ・スタンスラスター・プロペラを研磨すること。 【シーチェストについてはストレーナを開放し作業すること。】	塗装工事のための準備 船底掃除により船底穴（ピンホール）の発見可能																																				
	3 塗装工事	1 木工板及び船内（機関監視室、開閉する各マンホール付近、船員食堂、生徒食堂、操舵室、通路及び階段を含む。）の養生を完全施工すること。 2 噴水線下船底部の塗膜剥離発錆箇所（約10m ² ）のパワーツール処理を行い、以下の要領で施工すること。【シーチェスト、ハウ・スタンスラスター・トンネル、ラダーも含む。】 ☆ タッチアップ 中国塗料 【塗装回数が識別できるよう色を変更すること。】 2回 中国塗料（シーグランプリ2000） 1回 ☆ 総塗装 中国塗料（シーグランプリ2000）にてオールオーバー 【噴水線下面積374m ² 】 【注】メインプロペラのCPP両面ペラクリーンを塗装すること。例年通り ハウ・スタンスラスターのプロペラを塗装。 3 噴水線上部外舷及びブルワーク【上部構造ブルワーク、ブルワーク内側、ブリッジウイング外板、C/O台及び各手摺、ガントリー、ギャロス全体を含む。】の塗膜剥離発錆箇所（約5m ² ）のパワーツール処理を行い、以下の要領で施工すること。 ☆ タッチアップ 中国塗料 2回 中国塗料（N-9.5）上塗り 1回 ☆ 総塗装 中国塗料 白にてオールオーバー（上塗り200）	塗装工事のための養生 塗装によりカキ等の付着防止につながり、船の燃費維持が可能 クレーンまたは足場での作業を要する塗装																																				
		4 潮流計、音響測深機【発振部7ヵ所】の船底部を開放し、清掃後、以下の要領で復旧し、塗装する。（発信部は塗装しない。） ☆ 総塗装 中国塗料 2回 中国塗料（シーグランプリ2000） 1回 【注】1 上記塗装には船名、船籍港、噴水線、ロゴマーク、錨（シルバー）等含む。 2 塗料は中国塗料KKのものを使用し、色合わせ等は本船と検討すること。 5 内舷及び船体上部構造物を現在色（アクリ700）にて全塗装すること。 (注)錆止め、タッチアップの必要なし 6 賄い室、通路、浴室、脱衣場、便所、洗面所、現在色にて塗装。賄い室、便所（ケイ砂加工）	観測実習等で取り扱う統計データ資料のための塗装 クレーンまたは足場での作業を要する塗装 特殊ペンキのため																																				
	4 保護アルミ板 交換	・ 以下の場所の保護アルミ板(100mm×200mm×30mm)を交換すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>交換位置</th> <th>数量</th> <th>交換位置</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K-7 主舵</td> <td>4</td> <td>船首外板</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>K-7 副舵</td> <td>4</td> <td>ハウ・スタンスラスター・トンネル</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>船尾材</td> <td>4</td> <td>ハウ・スタンスラスター・本体</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>船尾外板(FR2)</td> <td>4</td> <td>船底海水箱(P)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>船尾外板(FR8)</td> <td>2</td> <td>船底海水箱(S)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スタンスラスター・トンネル</td> <td>6</td> <td>高所海水箱(P)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>スタンスラスター・本体</td> <td>2</td> <td>造水装置用海水箱(S)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ビデジキール</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 合計54枚	交換位置	数量	交換位置	数量	K-7 主舵	4	船首外板	2	K-7 副舵	4	ハウ・スタンスラスター・トンネル	6	船尾材	4	ハウ・スタンスラスター・本体	2	船尾外板(FR2)	4	船底海水箱(P)	3	船尾外板(FR8)	2	船底海水箱(S)	2	スタンスラスター・トンネル	6	高所海水箱(P)	2	スタンスラスター・本体	2	造水装置用海水箱(S)	1	ビデジキール	10			3代目「みずなぎ」造船後7～8年目のときにはピンホールを見出した経過があり、定期的に交換し、運航による腐食対策をし、安全管理している。
	交換位置	数量	交換位置	数量																																			
	K-7 主舵	4	船首外板	2																																			
	K-7 副舵	4	ハウ・スタンスラスター・トンネル	6																																			
	船尾材	4	ハウ・スタンスラスター・本体	2																																			
	船尾外板(FR2)	4	船底海水箱(P)	3																																			
船尾外板(FR8)	2	船底海水箱(S)	2																																				
スタンスラスター・トンネル	6	高所海水箱(P)	2																																				
スタンスラスター・本体	2	造水装置用海水箱(S)	1																																				
ビデジキール	10																																						
5 一般工事	1 門型マストの滑車2個を取り替えること。（滑車は本船支給） 2 FWT 1 DWT 2 DWT タンク内を点検し、発錆箇所をパワーツール処理後、クリーンキープ塗装でタッチアップすること。 工事終了後、各清水タンクのアク抜きを1回行い、満水にすること。 3 グレーウォータータンク、汚水溜タンクの清掃、タッチアップ1回塗装後、現在色塗装のこと。 4 ジヤイロコンパス点検・整備（メーカー推奨とする。） 5 操舵機PR-6000点検・整備（メーカー推奨とする。） 6 スラッジタンク内の清掃をすること。（付帯工事を含む。） 7 UNICクレーン（UBU505RS）の高圧ゴムホースを新替えすること（別紙図面有） 8 トロールワインチカバー、ウインドラスカバー支給（一枚物で加工無し）	高所作業かつ安全管理 衛生管理 衛生管理 運航用の清水（安定） 検査 消耗品 多数有り 検査 特殊作業																																					
6 整備検査	1 船体外観検査 船体外観を検査すること。 2 キングストンボックス内部現状検査 キングストンボックス、ストレーナーを開放し、内部の清掃後、塗膜剥離発錆箇所のパワーツール処理を行い、塗装後受検復旧すること。 3 操舵設備検査を受検すること。 4 フリーリングポート開閉検査を受検すること。	※検査 ※検査 ※検査 ※検査																																					

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠
	5 開閉装置検査 水密戸、天窓、舷窓、クリップ、蝶ネジ、ゴム・パッキン等調整、チョークテスト施工後受検すること。軸流ファン頭部ハンドル及び自然通風筒調整すること。		※検査
	6 救命装置検査 ・膨張式救命筏法規に基づくテスト、検査を受検すること。 ・膨張式救命筏投下台を調整し、復旧すること。 ・固形式救命胴衣（37着）を受検すること。（火せん等の点検（胴衣も含む。））		※検査
	7 消防設備検査 ・炭酸ガス消火器（2本）の重量を測定し、必要に応じて充填受検すること。 ・泡消火器（5本）の液を入れ替え、予備消火剤支給後受検すること。 ・消防射水テストを受検すること。		※検査
	8 エアーサイレン受検 エアーサイレンを点検し、吹鳴テスト後受検すること。		※検査
	9 法定属具配列【本船職員にて】を行うこと。 (ボースンストアにて視認してもらう。)		※検査
	10 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する必要な検査を行い、証明書を発行すること。		※検査
	11 上記の工事写真を2部提出すること。 (工事説明を受けファイル形式とすること。甲板部、機関部、無線部)		
	12 水質検査を受検し英文、和文の証明書を発行すること。		※検査
	13 衛生検査を受検し英文、和文の証明書を発行すること。		※検査
	14 その他上記項目外で検査に必要な項目を受検させること（甲板部、機関部、無線部）		※検査
機関部	※ 法令の定める第2種中間検査Bの受検準備、受検一式 ○ 分解、開放部のパッキン、Oリング、オイルシール、メカニカルシール、ベアリング等復旧時新替すること。 なお、各取替部品及び油脂類は造船所の支給とする。 ○ 次の各部の計測を行い計測簿を2部提出すること。 ① 主機関及び発電機関のクランクデフレクション計測のこと。 ② 補助機関の防振ゴム高計測のこと。 ③ 絶縁抵抗測定（船内全電路） ○ 各機器復旧後試運転実施すること。		※検査
1 検査工事	1 保護装置の点検・調整・作動確認 主機関、発電機関、その他の箇所の警報装置の作動確認、調整、受検をすること。 2 電路遮断テスト・遠隔遮断テストを受検すること。 3 燃料サービスタンク、No.4燃料タンク（S、P）の燃料遮断テストを実施し受検すること。 4 ピルジー吸引テストを受検すること。		※検査
2 一般工事	1 主機関（ダイハツ6DEM-23FL）燃料噴射弁開放、掃除、噴射テスト実施の上、復旧のこと。 (噴射圧力:44MPa)	解放スペース必要	
	2 スラッジ及び船底ピルジを抜き取り、処理し、証明書を交付すること。	解放スペース必要	
	3 主冷却海水ポンプ（大東ポンプ FLC-100MT）開放、点検、整備のこと。 2基	解放スペース必要	
	4 サニタリー海水ポンプ（大東ポンプ FCHH-32MT）開放、点検、整備のこと。	解放スペース必要	
	5 海水サービスポンプ（大東ポンプ FCL-50MT）開放、点検、整備のこと。	解放スペース必要	
	6 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT）高温清水取り替え、ヤンマークーラント投入のこと。 (クーラントは、造船所手配とする。) クーラント：20L＊2機	廃水処理	
	7 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT）潤滑油フィルター4個、燃料フィルター2個、油水分離器フィルター2個支給のこと。	定期交換部品	
	8 プロペラガードリング亜鉛、軸封装置亜鉛を新替すること。	腐食対策	
	9 陸電供給（220V-150A）をすること。	工事作業に必要な準備	
	10 高低温冷却水膨張タンク内部を清掃し、耐熱塗料にて塗装すること。防錆剤支給のこと。 (ポリクリーン1-175)	解放スペース必要	
	11 発電機関（YANMAR 6HAL2-WDT） 2基 潤滑油抜き出し、クランク室清掃後、新油（ダフニーマリンオイルSX-30 200L）を張り込むこと。	廃油処理	
	12 (ア)主配電盤、集合始動機盤、機関監理室制御盤、操舵室制御盤、データロガ、アラーム＆モニタリングシステム、蓄電池充放電盤を12年目点検整備計画により点検・整備を行うこと。 尚、交換推奨部品（アラームプリンター、ログプリンター、操舵室OPS、GWS、No.1No.2気中遮断機）について交換は行わないこととする。（J R C S 指定） (イ)集合始動機盤スターコントロールユニットスイッチカバー新替すること。 NSU-AN8×2、NSU-AN5×3	J R C S 指定	
	13 発電機フィラーキャップ 2個 支給のこと。	定期交換部品	
	14 船尾管海水圧力計検出部取り外し整備のこと。	入渠中作業	
	15 主機関潤滑油精密ろ過器、発電機関精密ろ過器（2台）及び燃油ろ過器の各フィルターを支給すること。	定期交換部品	
	16 冷凍機（日新工業 NW-4550-T） (ア)圧縮機陸揚げ開放整備、吸入・吐出バルブ、ピストンリング、クランクシャフトの軸封装置シールの新替、クランクオイルの新替、油水分離機内部掃除、冷媒ガス充填、Vベルト新替 (イ)コンデンサー開放チューブ突き掃除、パッキン及び保護亜鉛新替、両端蓋内部塗装 (ウ)乾燥剤新替 (エ)冷凍機油抜き取り新替（日本サン石油SUNISO SL32S 3L） (オ)各部点検調整後、試運転実施のこと	解放スペース必要	

場所	工事概要	工事内容等	必要理由及び法根拠
	17 機関室通風機(大洋電機 LR-D-70-1S)開放点検整備塗装、電動機(3.7kw)開放点検整備のこと。3基	解放スペース必要	
	18 主機潤滑油清浄装置(アメロイド日本サービス HC50E-81AS/C) (ア)セパレータ(HC50E)開放点検整備、Vベルト新替、電動機(1.5kw)開放点検整備のこと。 (イ)供給ポンプ(TOP-2MY400-204HBMVB)開放点検整備、電動機(0.4kw)開放点検整備のこと。 (ウ)移送ポンプ(TOP-2MY200-203HBMVD)開放点検整備、電動機(0.2kw)開放点検整備のこと。	解放スペース必要	
	19 主機ジャケットヒーティング用ポンプ(浪速ポンプ FVC-32)開放点検整備、電動機(0.75kw)開放点検整備のこと。	解放スペース必要	
	20 主機(ダイハツ 6DEM-23FL)パルスアプソーバー新替のこと。	定期交換部品	
	21 主機(ダイハツ 6DEM-23FL) 速度スイッチユニット及びパルスセンサー新替のこと。	定期交換部品	
	22 セントラル冷却装置(日阪製作所 RX-185B-NPM-83)2基 プレート開放内部洗浄、復旧時パッキン新替えすること。	解放スペース必要	
	23 No2DWT (S) レベルセンサー(セムコ(株) RubberTubeMount)新替調整のこと。	解放スペース必要	
	24 パウスラスター(かもめプロペラ(株) TCB-35MA) (ア)本体及び重力タンク内オイル新替のこと。(ダフニースーパーギヤオイル100 110ℓ)	解放スペース必要	
	25 雜用清水ポンプ(川本製作所(株) FJ750)アキュムレーター新替のこと。	解放スペース必要	
	26 No.1FOT (P) レベルセンサー(セムコ(株) FlangeMount)新替調整のこと。		
	27 1号2号蓄電池(MSE-200)用ヒューズ及びヒューズニッパー新替		
	28 機関監視室、操舵室、ウィンチコントロール室制御盤点検、整備調整のこと。 (ア)各制御盤、機側、実翼角調整 (イ)操舵室Pro-Con CX300点検整備及びデータ整理 (ウ)CPP、パウスラスター及びスタンスラスター油圧装置点検整備	カモメプロペラ指定	
	29 主機潤滑油サンプタンク抜き出し、新油張り込みのこと。 潤滑油ダフニーマリンオイルSX30 3400ℓ		
	30 主機潤滑油サンプタンク抜き出し、新油張り込みのこと。 潤滑油ダフニーマリンオイルSX30 150ℓ		
	31 以下の保護亜鉛を支給すること。 (ア)海水ストレーナ用 φ20×30 M6×10(20個) (イ)海水ポンプ用 大 φ55.5×60 M10×30(12個) (ウ)海水ポンプ用 中 φ38×45 M8×25(12個)		
無線部	下記の無線機器を整備点検調整し、整備記録、試験成績表を作成し、電波法及び船舶安全法の検査に合格させること。 陸上保守点検を含む。		
1 無線通信設備	1 MF/HF無線通信装置 JSS-2250 2台 2 國際VHF無線電話装置 JHS-770S 2台 3 2.7MHz SSB無線電話装置 TH-4035 1台 4 2.7MHz DSB無線電話装置 JSD-283 1台 5 双方向無線電話装置 JHS-7 2台 6 船上通信用無線電話装置 JHS-431 4台 7 ナブテックス受信機 NCR-333 1台 NCR-733 1台 8 レーダー JMA-5322-9 1台 JMA-5322-9R 1台 9 ECDIS JAN-701B 1台 10 AIS JHS-182 1台 11 船橋航海当直警報装置 iWAS-100-CP 1台 12 非常用位置表示無線標識 衛星EPIRB JQE-103 1台 レーダートランスポンダ TRONSART 20 2台	※検査	
2 船舶地球局	1 インマルサットC JUE-87 1台	※検査	
3 業務書類	最新版を支給すること。 1 日本海上関係無線局局名録 2 世界海上無線通信資料	※検査(電波法) ※検査(電波法) ※検査(電波法)	

別紙

みずなぎ ECDIS ENC インストール 162セル 2025年6月現在版

	Overview	General	Coastal	Approach	Harbour
	Cell Name				
	セル名	セル名	セル名	セル名	セル名
	JP1	JP2	JP3	JP4	JP5
1	4S8G0	514PG	52BRG	4P6RS	4P6SE
2	4S8H0	514Q0	52BRK	4P6SE	4P6SF
3	4S8I0	4S8H0	514PC	4OJBE	4OT3U
4	4IFV0	4S8HG	514PG	4NVPO	4NVPS
5	4IG00	4NC80	514PK	4NVPQ	4NVPT
6	4IG10	4NC8G	514PO	4NVPS	4KOQP
7	48NFO	4NC90	4VTNC	4NC8A	4KAJA
8	48NG0	4NC9G	4VTNG	4NC8G	4KKBT
9	48NHO	4IFVG	4VTNK	4NC8I	4IPOQ
10	3DS48	4IG00	4UMLC	4NC8K	4BFC0
11		4IG0G	4UMLG	4NC8M	4DJNU
12		4IG10	4UMLK	4NC8O	4KAJ9
13		4DJNO	4TFJC	4NC8Q	4LHL7
14		4DJNG	4TFJG	4NC8S	4MON9
15		4DJOO	4TFJK	4MONA	4O9I0
16		48NFO	4TFJO	4MONC	4P6RK
17		48NFG	4S8H8	4MONE	4P6RL
18			4S8HC	4MONG	4P6RO
19			4S8HG	4MONI	4OT3D
20			4S8HK	4M564	4P6RS
21			4R1FO	4M566	4P6RT
22			4R1F4	4M56E	4N2FR
23			4R1F8	4M56G	4PQDO
24			4R1FC	4LHL6	4N2G2
25			4R1FG	4LHLG	4RUOS
26			4R1FK	4DJNU	4NM17
27			4PQCK	4B5JG	50H8I
28			4PQDO	4JN2A	50R12
29			4PQD4	4RL0C	4M57F
30			4PQDG	50H8I	4S8H9
31			4OJAG	4S8H8	4RUOP
32			4OJAK	4RL08	
33			4OJAO		
34			4OJAS		
35			4OJB0		
36			4OJBC		
37			4OJBG		
38			4NC84		
39			4NC88		
40			4NC8C		
41			4NC8G		
42			4NC8K		
43			4NC8O		
44			4NC8S		
45			4NC90		
46			4NC94		
47			4NC98		
48			4NC9C		
49			4M560		
50			4M564		
51			4M568		
52			4M56C		
53			4M56G		
54			4M56K		
55			4M560		

Overview	General	Coastal	Approach	Harbour
	Cell Name	Cell Name	Cell Name	Cell Name
	セル名	セル名	セル名	セル名
JP1	JP2	JP3	JP4	JP5
56		4 M 5 6 S		
57		4 M 5 7 0		
58		4 M 5 7 C		
59		4 K U 4 0		
60		4 K U 4 4		
61		4 K U 4 8		
62		4 K U 4 C		
63		4 K U 4 G		
64		4 K U 4 K		
65		4 J N 2 4		
66		4 J N 2 8		
67		4 J N 2 C		
68		4 I G 0 8		
69		4 I G 0 C		
70		4 G 1 S 4		
71		4 D J N S		
72		4 D J O O		
73		4 C C L C		
74		4 B 5 J C		
75		4 B 5 J G		
76		4 B 5 J K		
77				
78				
	JP1 10 CELL	JP2 17 CELL	JP3 76 CELL	JP4 32 CELL
				JP5 31 CELL

Total 166CELL

2025. 6月現在

台湾 基隆港

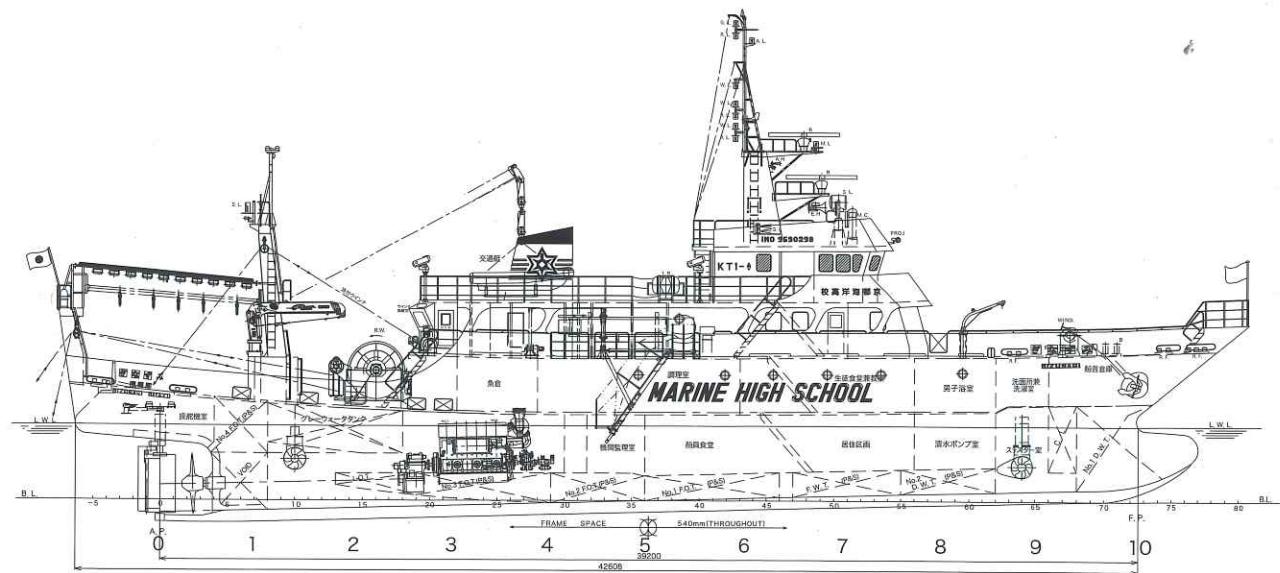
GB303658
GB502619

韓国 济州港

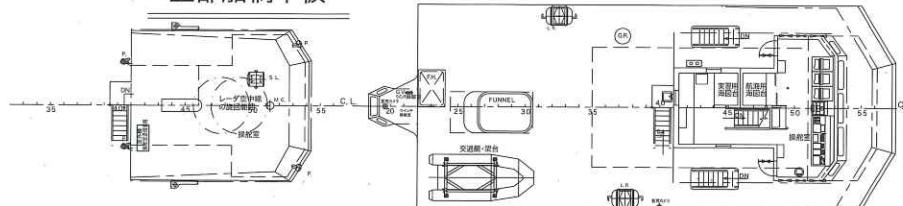
KR4F4K10
KR4F4K20
KR5F4K23

国外 Total 5 CELLは5月中旬にCORNNSから購入予定

一般配置図



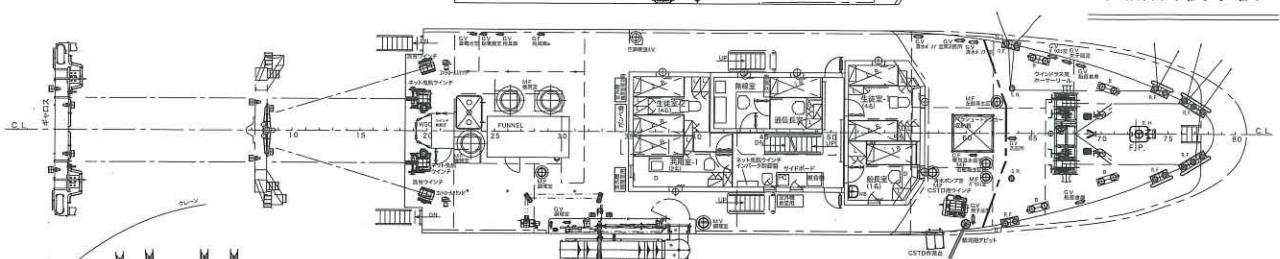
上部船橋甲板



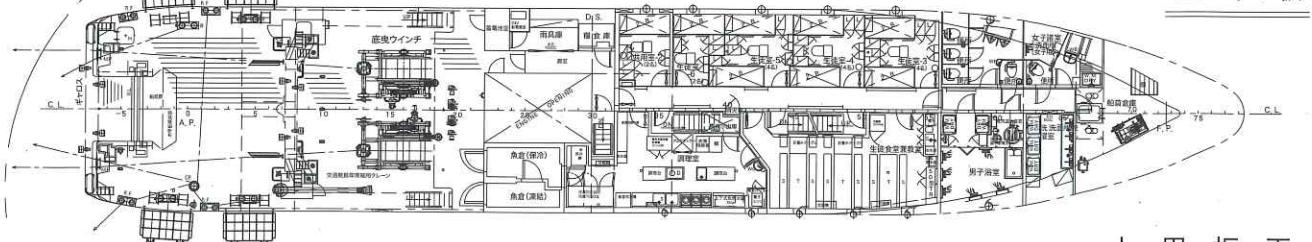
航海船橋甲板



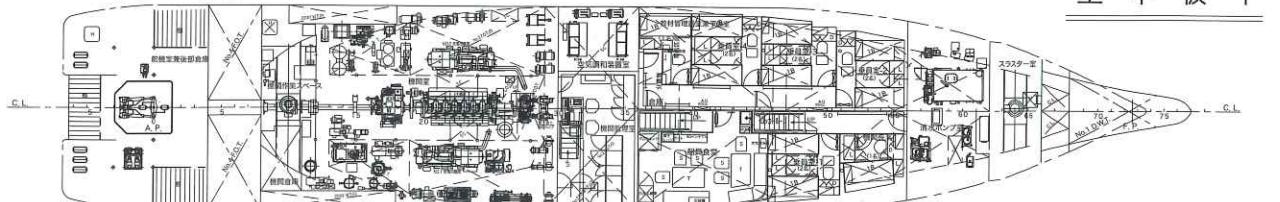
長船首樓甲板



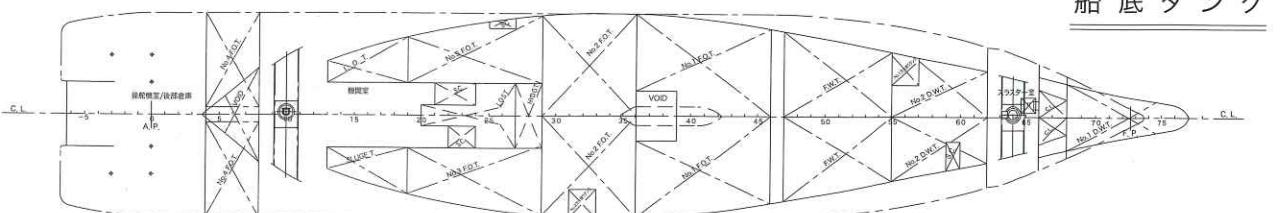
上 甲 板



上 甲 板 下



船 底 タンク



工事請負契約書

収入
印紙

- 1 工事名 京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事
- 2 工事場所 受注者保有のドック及び岸壁にて実習船「みずなぎ」船体
- 3 工期 令和8年3月3日から令和8年3月27日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 ○○

上記の工事について、発注者と受注者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとす

第4条削除

る。

- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 ~~受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。~~

- (1) ~~契約保証金の納付~~
 - (2) ~~この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証~~
 - (3) ~~この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証~~
 - (4) ~~この契約による債務の不履行により生ずる損害を補する履行保証保険契約の締結~~
- ~~2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）~~

~~であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。~~

~~3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。~~

~~4 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。~~

~~5 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~

~~6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。~~

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づ

き保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならぬ。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したものほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときには、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、この契約締結後5日以内に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合はこの限りでない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行ふほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第 14 条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 ~~発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、~~

~~引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。~~

- ~~2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。~~
- ~~3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。~~
- ~~4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関するこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。~~
- ~~5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。~~
- ~~6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるとときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡し時期を変更することができる。~~
- ~~7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。~~
- ~~8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。~~
- ~~9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。~~
- ~~10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。~~
- ~~11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならぬ。~~

(工事用地の確保等)

第 16 条 ~~発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。~~

- ~~2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。~~
- ~~3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り戻付けて、発注者に明け渡さなければならぬ。~~
- ~~4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取戻付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取戻付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取戻付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取戻付けに要した費用を負担しなければならぬ。~~
- ~~5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。~~

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容

を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条** 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条** 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

- 第22条の2** 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第22条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者

に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 ~~発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となつたと認めたときは、相手方に對して請負代金額の変更を請求することができる。~~

- ~~2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。~~
- ~~3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。~~
- ~~4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。~~
- ~~5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。~~
- ~~6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。~~
- ~~7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。~~
- ~~8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、~~

~~受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。~~

(臨機の措置)

第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関する生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 50 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 50 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この

条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 発注者は、第 8 条、第 17 条から第 22 条まで、第 26 条から第 27 条まで、前条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 31 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならぬ。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 32 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないとき

は、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第2項及び前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から認定の請求があったときは速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4以内（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6以内）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額以内の前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が

第35条から第37条削除

~~減額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。~~

- ~~8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。~~
- ~~9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、第49条の2第2項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。~~

(保証契約の変更)

第35条 ~~受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。~~

- ~~2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。~~
- ~~3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。~~
- ~~4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。~~

(前払金の使用等)

第36条 ~~受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額に限る。~~

(部分払)

第37条 ~~受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料[及び製造工場等にある工場製品](第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中一回を超~~

えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第1項の請負代金相当額

$$\times (9/10 \text{ 前払金額 / 請負代金額}) \text{ 中間前払金額}$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第38条** 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金額の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額} - \text{指定部分に相応する既支払の額}$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

- 第39条** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払い

第 40 条削除

~~の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。~~

~~年 度 円
年 度 円
年 度 円~~

~~2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。~~

~~年 度 円
年 度 円
年 度 円~~

~~3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。~~

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

~~第 40 条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 34 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 35 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 37 条第 1 項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。~~

~~2 前項の場合において、契約会計年度については前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 34 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。~~

~~3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（　円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。~~

~~4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。~~

~~5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金~~

第41条及び第42条削除

~~及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35第4項の規定を準用する。~~

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

~~第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の請求をすることができない。~~

~~2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次のいずれかの式により算定する。~~

~~(1) 第34条第4項の規定により中間前金払をした場合~~

~~部分払金の額≤請負代金相当額×9／10~~

~~—前会計年度までの支払金額~~

~~—(請負代金相当額—前会計年度までの出来高予定額)~~

~~×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額~~

~~—当該会計年度中間前払金額~~

~~(2) 前号以外の場合~~

~~部分払金の額≤請負代金相当額×9／10~~

~~—(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)~~

~~—(請負代金相当額—(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額))~~

~~×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額~~

~~3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。~~

~~年度 回~~

~~年度 回~~

~~年度 回~~

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

~~第42条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。~~

~~2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損~~

~~害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。~~

(契約不適合責任)

第 43 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(協議解除)

第 44 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第45条の2又は第45条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 45 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 45 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第 47 条又は第 47 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認

第 46 条削除

められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 45 条の 3 第 45 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等による解除）

第 45 条の 4 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかつたとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行つた旨の事実を認定する处分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 46 条 ~~第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 45 条各号又は第 45~~

~~条の2 各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。~~

~~2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。~~

~~(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）~~

~~(2) 工事完成債務~~

~~(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るもの）~~

~~(4) 解除権~~

~~(5) その他この契約にかかる一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）~~

~~3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。~~

~~4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。~~

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第47条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条の3 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(遅延利息等の端数計算)

第48条の2 第49条第5項及び第51条の規定により計算した遅延利息、損害金、利息又は滞納金の額については、京都府滞納金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

- 2 第49条の2第2項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(発注者の損害賠償請求等)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
(3) 第45条又は第45条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(1) 第45条又は第45条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときと

みなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、次条第 2 項に規定する割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第 49 条の 2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 47 条又は第 47 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 32 条第 2 項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 49 条の 3 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 31 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等をすることができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等

当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるこ
とで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることはできない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第50条** 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるべきものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

- 第51条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで第49条の2第2項に規定する割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき第49条の2第

2 項に規定する割合で計算した額の延滞金を追徴する。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(損害賠償の予定)

第51条の2 受注者は第45条の4各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第51条の3 第49条第2項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第51条の4 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

2 前項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(関係法令の遵守)

第52条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合においては、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し請負の契約を締結する者

を含む。以下「下請負人」という。)にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 受注者は、下請負人が、第1項に規定する規定の内容のうち、最低賃金法第4条第1項に違反していると認めたときは、当該下請負人に対し、当該違反している事実を指摘して、それを是正させるよう努めるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により、下請負人に対し、違反している事実を是正させるよう努めたにもかかわらず、当該下請負人が是正しないときは、発注者に対し、速やかにその旨及び是正を求めた経緯を報告するものとする。

(補則)

第53条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年　月　日

発注者　京都府

契約担当者

住 所 京都府宮津市字上司 1567-1

氏 名 京都府立海洋高等学校

校 長 上林 秋男

受注者 住 所

氏 名

<入札書の記入例 1 (代表者による入札の場合) >

②入 札 書

金額	¥ ①
業務名	京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事
場所	受注者保有のドック及び岸壁にて実習船「みずなぎ」船体

仕様書等を熟覧し、入札条件を承諾の上、上記のとおり入札します。

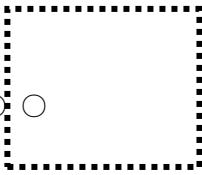
③令和8年2月18日

住 所 京都府〇〇市〇〇〇〇
株式会社〇〇

氏名又は名称 代表取締役 ○○ ○○

京都府立海洋高等学校長様

(適宜作成)




【記入上の注意】

- ① 算用数字で円単位とする。訂正をしたものは無効。
- ② 再度入札のときは「再」の文字を記入し、それぞれ入札者印を押印すること。
- ③ 入札年月日を記入すること。
- ④ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4（横長）とする。

<入札書の記入例2（代理人による入札の場合）>

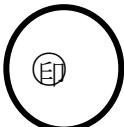
②入 札 書

金額	¥ ①
業務名	京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事
場所	受注者保有のドック及び岸壁にて実習船「みずなぎ」船体

仕様書等及び入札条件を承諾の上、上記のとおり入札します。

③令和8年2月18日

住 所 京都府○○市○○○○

④ 氏名又は名称 株式会社○○支店長○○○○ 

京都府立海洋高等学校長様

(適宜作成)

【記入上の注意】

- ① 算用数字で円単位とする。訂正をしたものは無効。
- ② 再度入札のときは「再」の文字を記入し、それぞれ入札者印を押印すること。
- ③ 入札年月日を記入すること。
- ④ 代理入札をするときは、記入例による。このときの「印」は別紙委任状の項で述べる「代理人使用印」を用いること。
- ⑤ 用紙の大きさは、日本工業規格A4（横長）とする。

(表) 「京都府立海洋高等学校長」 あてとする。

<入札書の封筒例>

京都府立海洋高等学校長 様

入 札 書 在 中

(京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事 一件)

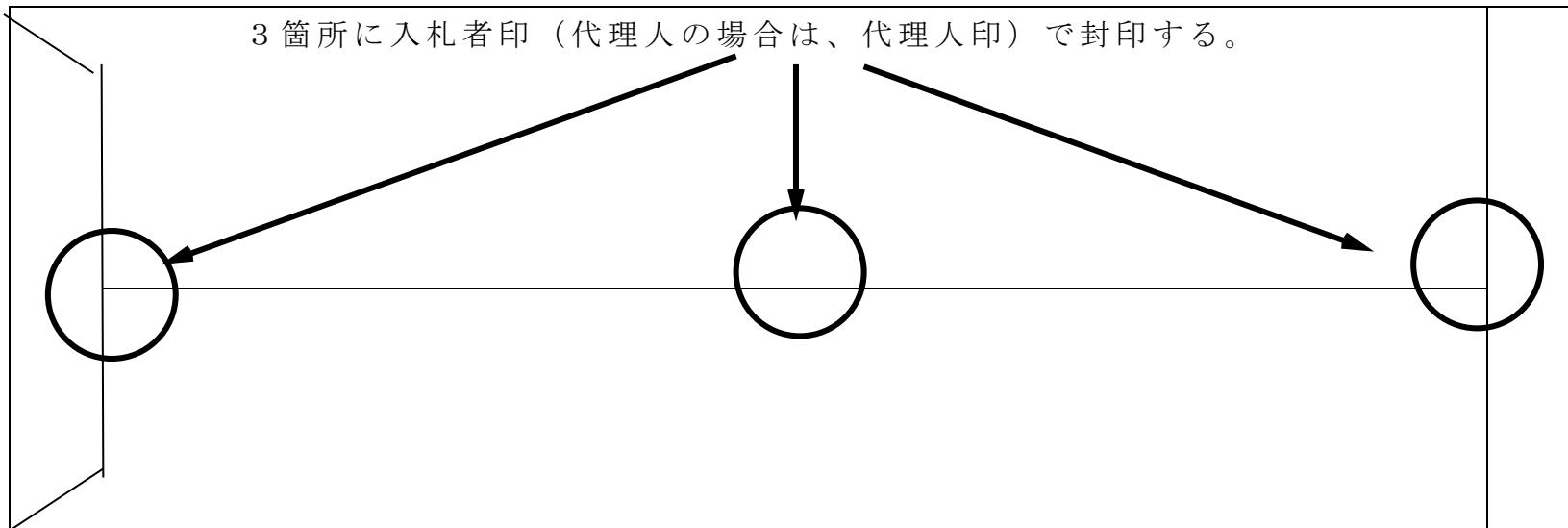
(会社名)
(職・氏名)



(裏)

代理人の場合は、代理人・氏名

3箇所に入札者印（代理人の場合は、代理人印）で封印する。



入札者名（代理人の場合は代理人の氏名）

(注) 縦書き可

(注) 再入札の場合の封筒は、1回目の封筒を使用する。この場合封かんする必要はありません。

(注) 復代理人の場合は、すべて代理人の場合のところを復代理人にしてください。

例1（代表取締役社長が支店長に委任する場合）

委任状

商号又は名称 株式会社きょうと ○○支店
私は、受任者職・氏名 支店長 京都一郎
代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人
印鑑

支店
長印

を

記

委任事項

京都府立海洋高等学校実習船「みづなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事に係る
見積及び入札に関する一切の権限

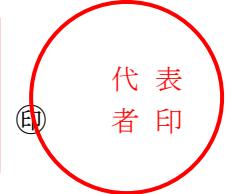
令和 年 月 日

京都府立**海洋**高等学校長 様

住所又は所在地 京都市上京区○○町△△1-1

ふりがな
商号又は名称 株式会社 きょうと

ふりがな
委任者の職・氏名 代表取締役社長 京都 たろう
太郎



<注> 入札日に持参すること。

例2（既に権限の委任を受けている支店長が営業課長に委任する場合）

委任状

商号又は名称 株式会社きょうと
私は、受任者職・氏名 営業課長 行政二郎
復代理人と定め、下記の権限を委任します。

復代理人 印鑑 行政 を

記

委任事項

京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」第2種中間検査B及び修繕工事に係る
見積及び入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

京都府立海洋高等学校長 様

住所又は所在地 京都市上京区〇〇町△△1-1

ふりがな

商号又は名称

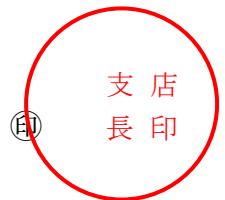
株式会社 きょうと 〇〇支店

ふりがな

委任者の職・氏名

支店長

きょうと いちろう
京都 一郎



<注> 入札日に持参すること。